

令和7年度調達等合理化計画の自己評価

国立研究開発法人水産研究・教育機構

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標） （1）一者応札の低減に向けた取組 ① 入札案件について事業者が計画的に入札等への参加準備を行うことができるよう、各入札案件の発注予定情報を、機構のホームページにて公表する。 発注予定情報の提供時期は、入札案件ごとにできる限り前倒しするとともに、定期的な更新を確実に実施する。 【発注予定情報の件数】 ② 発注時期の早期化、入札等公告期間の延長、仕様書における業務内容の明確化など、事業者が入札等に参加しやすい環境整備の取組を強化する。 【入札等に参加しやすい環境整備の取組内容】 ③ 入札説明書等受領者に対して入札等に関するアンケート調査を実施する。 特に、一者応札・応募となった案件については、アンケート調査への協力を積極的に働きかけるとともに、入札説明書等受領者で入札不参加であった事業者に対し、契約事務担当者が電話等によるヒアリングを実施して、入札不参加の各案件の一者応札・応募原因を	・研究所等の契約事務担当者が各入札案件の発注予定情報をホームページに公表した。公告を必要とする案件は281件であり、発注予定情報の公表件数は、259件であった。 ・発注予定情報の提供時期については、前年10月から開始し、月一回の定期更新を実施するとともに、随時更新も実施した。 ・発注時期及び公告期間について、例えば、船舶燃油など可能な案件については、規定する日数に関わらず、十分な公告期間を確保しつつ、早期に発注予定情報をホームページで公表するよう努めた。 ・「予算決算及び会計令」の一部改正（令和7年3月）による少額随意契約を可能とする基準額の引上げを踏まえ、令和7年7月に機構規程の改正を行うとともに、見積もり合わせが可能となった案件に透明性を持たせる仕組みとして、オープンカウンター方式の競争見積もり合わせの制度を導入した。 ・入札説明書等受領者に対してアンケート調査を実施し、一者応札・応募となった案件を中心に、アンケート調査への協力が得られるよう、調査対象者に対して積極的に働きかけを行った。この結果、アンケート回収率は、43.6%であった。 ・アンケート調査により一者応札・応募の原因が把握された案件については、その原因に対応した具体的な取組を行った。例えば、高圧電気の	・発注予定情報の公表件数は、259件であり、定期的な更新を実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・事業者が入札等に参加しやすい環境整備の取組を強化しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・アンケート回収率は、43.6%であり、一者応札・応募の原因を把握し、その原因に対応した取組を行っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
確実に把握し、その原因に応じ、一者応札・応募の解消に向けた具体的取組を行う。 【アンケート回収率】 (2) 調達金額の節減と業務の合理化・効率化に向けた取組 ① 各研究所等で共通して使用する物品等の調達について、機構全体を取りまとめて一括調達する取組を行う。 【一括調達の対象品目】 ② 他法人との共同調達について、継続案件の実施については、他法人との事務負担の平準化に配慮して実施する。また、現在実施している共同調達について、他法人の参加が可能かどうか検討する。 【共同調達の件数】 ③ 施設の維持管理、設備・機器等の保守管理など、単年度契約ではなく複数年契約を締結することにより、業務の合理化・効率化及び経費の節減が図られると考えられる調達について、複数年契約を推進する。 【複数年契約の件数】 ④ 研究開発用品などの物品の調達について、調達事務の簡素化と調達に要する時間の短縮を図るため、公正性・透明性を確保しつつ、単価契約を推進する。また、研究所で、庁舎ごとに同一の物品を調達している案件については、研究所単位でとりまとめて調達することを推進する。	調達においては、前年度のアンケート調査結果を踏まえ、入札参加に必要な要件を緩和した。その結果、一者応札の解消につながった。 ・価格情報誌、海洋観測調査機器、汎用ソフトウェアライセンス、電力、ノートパソコン及びレンタカーについて、機構全体を取りまとめた一括調達を実施し、調達事務の効率化を継続した。 ・コピー用紙を2件（当機構と国立研究開発法人海洋研究開発機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の3法人並びに、当機構と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」）の2法人）、重油を1件（当機構と国立研究開発法人森林研究・整備機構、農研機構の3法人）、灯油を1件（当機構と農研機構の2法人）について共同調達を行い、他法人との事務負担の平準化に配慮し、合計4件の共同調達を継続して実施した。 ・横浜庁舎の実験排水処理設備運転保守業務など、21件の複数年契約を締結し、取組を推進した。 ・物品の調達において、DNA抽出キットなど、新規案件11件を含め合計220件の単価契約を実施し、取組を推進した。 ・水産技術研究所においては、庁舎毎に調達していた案件について、経済性を考慮して、飼料など、取りまとめた単価契約を継続して実施した。	・引き続き、取組を推進しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・引き続き、他法人との事務負担の平準化を配慮して4件の共同調達を実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・業務の合理化・効率化が図られる21件の複数年契約を締結し、取組を推進しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・新規案件11件を含む220件の単価契約を締結し、取組を推進するとともに、研究所においても、引き続き、研究所単位で取りまとめた、取組を推進しており、目標を達成した。

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
【単価契約の件数】 (3) 人材の育成・調達等合理化の取組の推進に係る情報の共有 ① 調達合理化の取組を推進していく上で、人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、各研究所等の契約事務担当者を対象にした契約事務研修の実施や、外部機関で行われるセミナーや研修等にも積極的に参加し、契約事務担当者の事務能力向上を図る。 【契約事務研修の実施と外部研修等への参加】 ② 契約事務担当者会議を開催し、各研究所等における調達等合理化の取組内容、契約監視委員会や本部競争入札等推進委員会の審議内容、委員の意見等について情報共有を図る。 【契約事務担当者会議の開催】 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標） (1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の確立 競争性のない随意契約のうち新規締結案件については、本部の競争入札等推進委員会（総括責任者は理事（総務・財務担当））において、会計規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可能性の観点から事前審査を行う。 【本部競争入札等推進委員会における審査件数】	・web会議のチャット機能を活用して決められた期間内に受講者が自由に受講できる方法により各研究所等の契約事務担当者を対象に契約事務研修を実施した(18名参加)。 ・契約事務研修において、予定価格積算に関する科目とIT調達にかかる国の調達方針に関する科目を実施し、契約事務担当者の事務能力向上を図った。 ・令和7年度は契約事務研修のほか、顧問弁護士を講師に迎え「契約書のリーガルチェック」と題した研修会を実施した（68名参加）。 ・官公需確保対策地方推進協議会(中小企業庁研修、21名参加)、政府出資法人等向け入札談合等関与行為防止法等研修会(公正取引委員会、20名参加)、中小受託取引適正化法（取適法）講習会（中小企業庁、9名参加）等へ参加して取組を推進した。 ・web会議により契約事務担当者会議を開催（79名参加）し、各研究所等における調達等合理化の取組内容、契約監視委員会の審議内容、委員の意見等について情報共有を図り、契約事務担当者の事務能力向上を図った。 ・競争性のない随意契約のうち新規締結案件については、本部の競争入札等推進委員会において、会計規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可能性の観点から、事前審査を行った（2件）。	【引き続き実施する】 ・各研究所等の契約事務担当者を対象に契約事務研修及び弁護士によるセミナーを実施するとともに、外部研修等へ参加して契約事務担当者の事務能力向上を図っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・契約事務担当者会議を開催して情報共有を図っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・競争性のない随意契約のうち新規契約案件について、本部の競争入札等推進委員会における事前審査を2件行っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
(2) 不祥事の未然防止のための取組 ① 公的研究費の適正執行に向け、受講対象職員向けに研究不正防止研修等を実施する。また、役職員向けに作成した「公的研究費使用ハンドブック」、研究費使用に関するルールや手続きについての映像教材及び公的研究費のその他の不正使用防止等に有用な資料等の周知徹底を図る。 【研究不正防止研修等の実施】 ② 納品の際、研究・教育部門等の職員が検収した案件について、事務部門の職員による事後確認を実施する。 【検収に係る事後確認の実施件数】 ③ 本部の契約担当部署が各研究所等に対し、契約事務全般についてのモニタリングを実施し、その結果を理事長が委員長となる内部統制委員会に報告する。モニタリングでは、契約監視委員会の審議内容、委員の意見等を踏まえて個別の契約案件に関して情報共有や意見交換なども行う。 【契約事務モニタリングの実施】 ④ 内部監査において、調達に係る事務手続きプロセスの適正性の検証や契約の相手方も含めた関連書類の整合性の検証を実施し、内部統制機能の有効性、妥当性等の確認を行うことにより、不祥事リスクの回避・低減に取り組む。 【内部監査の実施箇所数】	・公的研究費の適正執行に向け、受講対象職員向けに「公的研究費の不正使用とその対応」及び「研究活動における不正行為とその対応」をテーマとした研究不正防止研修を実施した（受講率100%）。 ・役職員向けに作成した「公的研究費使用ハンドブック」を活用して、研究費使用に関するルールや手続きの周知徹底を図るとともに、四半期毎の啓発活動として公的研究費使用ハンドブックの内容をベースとした映像教材や公的研究費のその他の不正使用防止等に有用な資料等の周知徹底を図った。 ・庁舎外の現場で使用する消耗品の購入などの案件について、納品時、やむを得ず事務部門の職員以外の研究・教育部門の職員が直接実施した検収に関し、事務部門の職員による事後確認を実施した（216件）。 ・契約事務全般についてモニタリングを3庁舎において実施した。 ・モニタリングでは庁舎外の現場において履行され、検査が行われた案件について、証拠となる資料等により現場での検査状況を確認したほか、契約監視委員会の審議内容、委員の意見等についての情報共有、調達等合理化計画の取り組み状況についてのヒアリングや、意見交換などを行った。結果については、内部統制委員会に報告した。 ・調達に係る事務手続きプロセスの適正性の検証や契約相手方も含めた関係書類の整合性の検証に関する内部監査を10庁舎において実施、内部統制機能の有効性、妥当性等の確認を行い不祥事リスクの防止・早期発見に取り組んだ。	・受講対象職員に研究不正防止研修を実施するとともに研究費使用に関するルールや手続きの周知徹底を図っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・事務部門の職員により216件の検収に係る事後確認を実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・契約事務全般についてモニタリングを実施するとともに、内部統制委員会に報告しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】 ・調達に係る事務手続きプロセスの適正性の検証や契約相手方も含めた関連書類の整合性の検証に関する内部監査を10庁舎において実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】